

公共下水道の供用区域が広がります

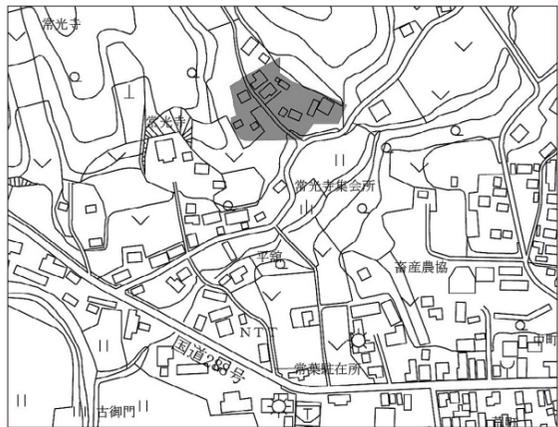
4月1日から船引町、常葉町、大越町、滝根町の一部で、新たに公共下水道を使用できるようになりました。

これで、市内の下水道供用区域面積は540・05haになり、約1万1415人が下水道を使用できます。

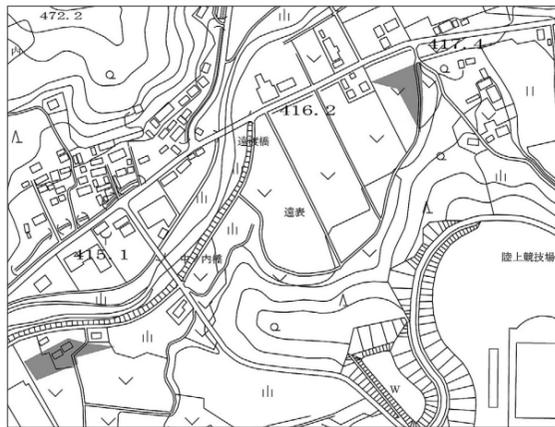
◆新たに下水道が使用できる区域

- ① 船引町 船引字四城内前、中森、山ノ内の各一部
 - ② 船引町 船引字卯田ヶ作、東部台二丁目の各一部
 - ③ 船引町 船引字上田中の一部
 - ④ 船引町 船引字上江、太子堂の各一部
 - ⑤ 船引町 船引字坪敬地、遠表の各一部
 - ⑥ 常葉町 常葉字常光寺の一部
 - ⑦ 大越町 上大越字水神宮、薬師堂の各一部
 - ⑧ 大越町 下大越字中田、日照田、平鉢、町、本風呂の各一部
 - ⑨ 滝根町 神俣字五林平の一部
 - ⑩ 滝根町 菅谷字沖田、太子堂の各一部
- ※地図の
■の地区

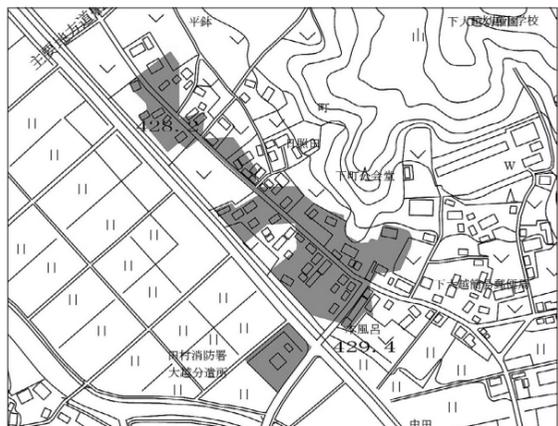
未来へ向けて、下水道できれいな水と大地を



⑥常葉町常葉字常光寺の一部



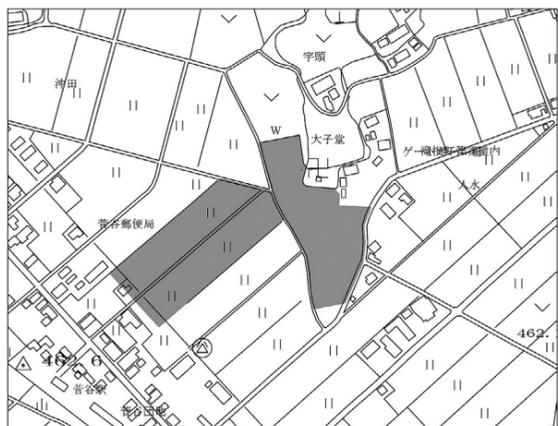
⑤船引町船引字坪敬地、遠表の各一部



⑧大越町下大越字中田、日照田、平鉢、町、本風呂の各一部



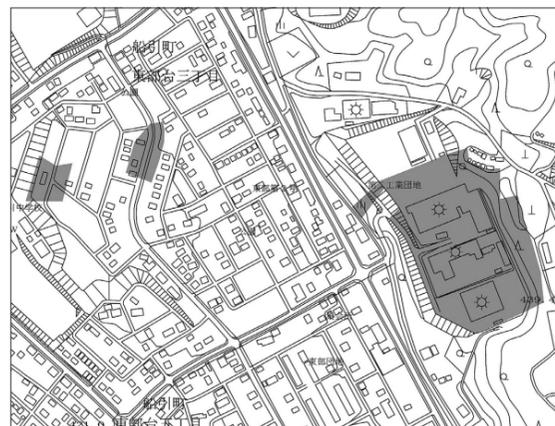
⑦大越町上大越字水神宮、薬師堂の各一部



⑩滝根町菅谷字沖田、太子堂の各一部



⑨滝根町神俣字五林平の一部



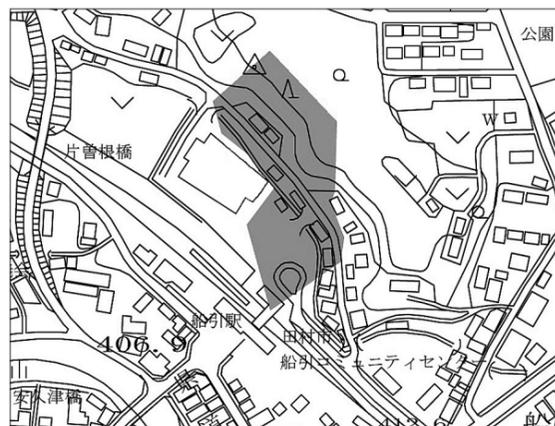
②船引町船引字卯田ヶ作、東部台二丁目の各一部



①船引町船引字四城内前、中森、山ノ内の各一部



④船引町船引字上江、太子堂の各一部



③船引町船引字上田中の一部

受益者負担金制度とは

下水道は、道路や公園のように誰もが利用できるものでなく、下水道管が整備された地域に住む方しか利用できません。

このように特定の方が利益を受けることから、下水道を利用できる方(「受益者」といいます)に本管や公共ますなどの建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金制度です。(都市計画法第75条)

受益者負担金は、多額の下水道施設の建設費をまかなう財源の一部として、下水道事業の推進に大きな役割を果たすものです。

受益者負担金の額は、1つの土地に公共ますを1個設置すると24万円となります。

納入方法は、5年分割で年4回(合計20回)に分けて納める方法と、一括で納める(前納)方法があります。前納する場合は、その回数に応じて報奨金制度があります。

下水道を使用するには

下水道を使用するためには、宅内排水設備を設置し、本管に接続する必要があります。工事する際には、市の指定工事店(次ページ参照)に依頼してください。

下水道に早めの接続を

下水道に接続すると、家庭内雑排水が直接側溝に流れなくなるため、側溝からの悪臭などがなくなり、それらが流れ込んでいた河川の水質が改善されます。

下水道は、水路などの公共用水域をきれいにし、良好な生活環境を維持する重要な役割もありますので、早めに接続をお願いします。

